

食品安全委員会（第483回会合）議事概要

日時：平成25年7月29日（月） 14：00～15：38

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 なし、行政機関 2名、一般 7名

議事概要

3. 議 事

(1) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「フェノブカルブ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルバリネート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、「フェノブカルブ」については、評価書（案）を一部修正の上、「フルバリネート」については評価書原案について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「アドバンテーム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「アドバンテームの一日摂取許容量を5.0mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・添加物「ひまわりレシチン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ひまわりレシチンについては、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はないと評価した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 添加物「ポリビニルピロリドン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ポリビニルピロリドン(PVP)については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 農薬及び添加物「アゾキシストロビン」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「アゾキシストロビンの一日摂取許容量を0.18mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 農薬「グルホシネート」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「グルホシネートの一日摂取許容量を0.0091mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 農薬「クロルフェナピル」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「クロルフェナピルの一日摂取許容量を0.026mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 農薬「シアゾファミド」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「シアゾファミドの一日摂取許容量を0.17mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 農薬「ビフェントリン」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「ビフェントリンの一日摂取許容量を0.01mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・農薬「メトコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「メトコナゾールの一日摂取許容量を0.02mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・農薬「アセトクロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「アセトクロールの一日摂取許容量を0.011mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・農薬「ヘプタクロル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ヘプタクロルの耐容一日摂取量を0.00012mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）へ通知することとなった。

・農薬及び動物用医薬品「フェンバレレート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「フェンバレレートの一日摂取許容量を0.017mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省及び厚生労働省）へ通知することとなった。

・動物用医薬品「イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（多糖アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研”マリナ-4）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（多糖アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研”マリナ-4）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省及び厚生労働省）へ通知することとなった。

(3) 食品安全関係情報（6月29日～7月12日収集分）について

→事務局から報告。

欧州食品安全機関（EFSA）が6月27日に公表した欧州連合域内における非加熱喫食用食品のリステリア・モノサイトゲネス汚染率に関する基礎調査の分析報告書の概要について報告。